

訪問購入のトラブルに注意!

相談事例 「洋服や靴などの不用品を何でも買い取る」と業者から電話があり、来てもらった。訪問した業者に不用品を見せると、「値が付かない。アクセサリーや貴金属はないか」と言われた。ないと答えると、「あなたがつけている金の指輪を売ってほしい」と言われた。業者の態度が怖かったので指輪を渡すと、3000円と契約書を置いて帰っていった。指輪を取り戻したい。

アドバイス

- 訪問での買い取りは特定商取引法で規制されています。買い取り事業者が、消費者の承諾を得ずに突然訪問したり、事前買い取りを承諾していない物品を売るように要求することは禁止されています。禁止行為が疑われる場合は、きっぱり断りましょう。
- 訪問購入では、事業者は契約時に取引内容を記載した契約書を交付する必要があります。必ず契約書を受け取り、物品の種類、買い取り価格、事業者の名前や連絡先などを確認しましょう。
- 訪問購入では、契約書を受け取り後8日間はクーリング・オフが可能です。またクーリング・オフ期間内は物品の引き渡しを拒むことができます。本当に必要な契約か考えた上で、物品を引き渡しましょう。



訪問購入では、契約書を受け取り後8日間はクーリング・オフができるワン。

